

福岡県公報

平成25年6月4日
第3501号

目次

告示(第938号-第953号)

○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○平成25年度定期自動車税収納事務の委託	(税務課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6

公告

○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課) …………… 6
○落札者等の公示	(県民情報広報課) …………… 6
○落札者等の公示	(県民情報広報課) …………… 7
○落札者等の公示	(県民情報広報課) …………… 7

○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課) …………… 8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(水産振興課) …………… 8

告示

福岡県告示第938号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡香春町	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	大字採銅所の一部	平成25年5月21日
築上郡上毛町	平成22年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	大字宇野・垂水の各一部	平成25年5月21日

福岡県告示第939号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市王丸字石原703番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県多治見市松坂町4丁目2番地の2
井上 辰実

福岡県告示第940号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字手鎌字清六町142番2及び142番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字手鎌139番地2
河野 久治

福岡県告示第941号

平成25年度定期自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託する税目
平成25年度定期自動車税
- 2 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名 称	住 所	委託内容
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	自動車税収納事務に付随する情報通信業務の提供
株式会社セブン - イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上

株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上

- 3 委託した日
平成25年4月19日
- 4 収納取扱期間
平成25年5月1日から平成26年3月31日まで

福岡県告示第942号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
大野城市大字牛頸703
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第943号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字椎原字長畑923の20・923の22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第944号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字篠栗字桐ノ木谷719の11、719の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桐ノ木谷719の1・719の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第945号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字西畑字小中636の1、636の2、642の2、643、644の1、644の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小中636の1・636の2・642の2・643・644の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第946号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月12日農林水産省告示第1418号（3から5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに福岡市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第947号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年4月7日農林省告示第567号（2に係るものに限る。ただし、2は宮若市及び香春町に属するものは除く。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和46年2月4日農林省告示第194号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月25日農林省告示第582号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年10月13日農林省告示第1201号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和43年2月15日農林省告示第148号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第952号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和44年3月5日農林省告示第270号（2に係るものに限る。ただし、2は上毛町に属するものは除く。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第953号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年6月26日農林省告示第922号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営明星寺住宅	飯塚市明星寺	3,000円	9,000円	平成25年5月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成25年4月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
大成印刷株式会社
- (2) 住所
福岡市博多区東那珂3丁目6番62号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
46,970,518円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日

平成25年2月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

新聞定期広告（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞各6回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年4月1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社読売広告西部

(2) 住所

福岡市中央区赤坂1丁目12番15号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

34,380,675円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成25年2月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称

全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年4月25日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本新聞総合オリコミ

(2) 住所

大野城市仲畑2丁目3番41号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

24,045,826円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成25年3月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

公用パーソナルコンピュータ（開発用）賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年4月25日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

25,218,648円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成25年3月15日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の一部改正は、用語の整理や条ずれの修正等、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の軽微な変更該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の改正日

平成25年5月7日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置きます。

平成25年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の一部改正は、用語の整理や条ずれの修正等、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の軽微な変更該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の制定日

平成25年5月7日